## ASEANにおける移転価格税制の動向

ASEANの日系現地法人の責任者と向き合う中で、税務対応に悩まれている方が非常に多く、特に「移転価格」に関する問題は、今後ASEAN各国で頻繁に発生する出来事となりそうです。今回は、移転価格税制の動向についてご説明します。

今年5月に経産省が発表した、「新興国における税務人材の現状と課税事案への対応について (概要版)」によれば、新興国に進出している日 系企業1,081社のうち、実に10%以上に上る145 社において「二重課税事案」があったとの報告 がありました。

従来から積極的な課税の動きがあったインドネシアに加え、シンガポールでのガイドラインの改訂、マレーシアでの申告書の改訂、タイでの法制化、フィリピンでのガイドラインの導入など、課税強化への動きは足並みを揃えています。

日本で「移転価格」といえば、大企業特有の問題であるという意識があり、日系中小企業の経営者の方々と話をすると、「うちは中小企業であるから関係ない」という話を伺うことがあります。

海外現地法人には、以下の傾向が見られ、課 税リスクが高まっています。 海外現地法人に国際税務に強い人材を置くことは、中小企業にとってはハードルの高い課題です。とはいえ、何らかの対策を取らなければ、リスクは増大するばかりか、リスクが顕在化した際には「実損」として企業経営に大きなインパクトを及ぼします。

また、リスクが顕在化したとしても、定性的(コンプラ面等)・定量的(金額)に影響が小さいと 判明した場合には、別の事業課題に優先的に取り組むことも可能となります。

まずこの問題に対する対応策の第一歩は「リスク認識」です。課題を先送り・放置するのではなく、まずは会社に与える「リスクの大きさ」を把握することからスタートすることが望まれます。

移転価格税制の検討にあたっては、初期段階から移転価格の専門家を交えて議論することが極めて有効です。

- ①海外においては、日系企業は「外資企業」であり、各国の租税当局から見て「課税動機」がわきや すい対象となる可能性があります。
- ②日本において中小企業であっても、「進出国においては大企業」と認定される可能性があります。
- ③日系企業の特徴でもありますが、海外現地法人の「利益率が低い」傾向にあり、税務当局に目を付けられやすくなるケースがあります。
- ④各国税務当局の感覚として、「日系企業は税金を払ってくれやすい」という認識が存在しています。
- ⑤ 現地において、経験値のある管理部門人員が不在であり、「何がリスクであるか」自体が把握しきれていないケースがあります。

(みらいコンサルティンググループ)

# マイナンバー特集 「実務上押さえておきたいポイント」

### 1.マイナンバー制度スタート

10月から、国民1人1人にマイナンバー(個人番号)(以下マイナンバー)が通知され、来年1月からは、マイナンバー制度がスタートします。

制度の開始にあたっては行政手続きの簡素化など利便性が高まるとされる一方、マイナンバーの流出による個人情報漏えいのリスクも懸念されています。

マイナンバー制度開始にあたり、実務上押さえておきたいポイントについて整理してみます。

#### 2.利用制限

マイナンバーを利用できる事務はマイナンバー 法によって限定的に定められています。さらに、 従業員からマイナンバーを取得する際には、利用 目的を特定して明示する必要があります。

また、マイナンバー法では、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて利用する事ができませんので、利用目的の範囲内か、範囲外かを判断しながら実務を行う必要があります。

#### 3.提供を求める時期

マイナンバーの提供は、制度施行(来年1月) と同時の場合、事務処理に混乱が生じることが予 想されますので、制度施行前に回収することが認 められております。

一例としては、年末調整の資料配布時に回収の 通知を行い、年末調整の資料回収時にマイナン バーを回収する方法などがあります。

また、内定者については、正式な内定通知がなされ、入社に関する誓約書を提出した場合など、確実に雇用されることが予想されたときに、マイナンバーの提供を求める事となります。

#### 4.収集と保管

原則、他人のマイナンバーを含む特定個人情報 を収集または保管してはいけません。なお、他人 とは「自己と同一の世帯に属する者以外の者」を 指しますので、従業員が同一世帯の配偶者や子の 特定個人情報を収集、または保管することは可能 です。

マイナンバー法では、限定的に定められた事務を行う必要がある場合だけに、マイナンバーを保管することができます。また、マイナンバーが記載された書類等について、所管法令によって一定期間保存が義務付けられている場合は、その期間保管することになります。

その後、それらの事務を行う必要がなくなり、 所管法令において定められた期間を経過した場合 は、できるだけ速やかに廃棄または削除しなけれ ばなりません。

なお、マイナンバー部分を復元できない程度に マスキングまたは、削除すれば、保管期間を継続 することは可能です。

#### 5.運用管理

マイナンバー制度導入にあたっては、情報が漏えいすることがないように厳格な管理が求められております。特に、従業員が100人を超える企業においては、高次元な物理的・技術的安全管理対策が求められ、様々な情報漏えい対策を講じることが必要です。

しかし、時間の経過とともに運用ルールが形骸 化し、その結果、重大な漏えい事故が発生することも考えられます。こうしたことから、継続性があり確実な対策も一方で考えておく必要があります。

その具体例として考えられるのは、定期監査です。定期監査は抜き打ちで実施し、定められたルールで運用されているか確認をします。こうした対策を講じることにより、担当者が常に緊張感を保って運用してくれることが期待できます。

さらに、定期的にマイナンバー規定、業務フロー を見直すことで、業務の効率化が期待できます

(社会保険労務士(土浦支部)小林基伸)